

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
特別児童扶養手当	精神または身体に重度または中度程度の障がい を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童を養育監護している 父母または養育者（所得制限あり）。	1級（重度）月額 51,450円 2級（中度）月額 34,270円	個人
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育監護しているひとり親または養育者（所得制限あり）。	所得額に応じて9,980～42,290円（児童が1人の場合）。2人目5,000～9,990円の加算。3人目以降3,000～5,990円の加算。	個人
児童手当	中学校修了前までの児童を養育している方に支給。	3歳未満1万5千円、3歳以上1万円（第3子以降1万5千円）、中学生1万円。※所得制限を超える場合は一律5千円（特例給付対象者）	個人
ファーストベビー祝い金	第1子の誕生に対し、祝い金を支給（要件：誕生時点において1年以上前から鹿角市に住所を有し、市税の滞納がない方）。※結婚・子育て支援ローンを借入れている方は除く。	1人あたり10万円	個人
結婚・子育て支援特別資金返済支援事業	結婚を予定している未婚者で、市が提携する金融機関から結婚・子育て支援ローンを借入した場合、利子補給補助金と返済支援補助金を支給。融資借入時の年齢が35歳未満であること、融資を受ける方および同居の世帯員が市税、保育料の滞納がないことが要件。	<利子補給補助金> 毎年12月31日時点の返済残高に2.0%と同時点の借入利率を比較し低い方の当該利率相当分を乗じて得た額を補助。 <返済支援補助金> 償還期間中に子どもが生まれた場合、1人あたり30万円を補助。返済未済額が30万円未満の場合は、未済残高相当額を補助。なお、当該補助金は一部繰上償還に充当。	個人
すこやか子育て支援事業	保育園、認定こども園、私立幼稚園、認可外保育施設の保育料を助成。	第2階層から第5階層（幼稚園は第2階層から第4階層）までの方は半額（第2子は無料）。第3子以降は階層に関わらず無料。	個人
	放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの利用料を助成。	第3子以降は所得に関わらず無料	
放課後児童クラブ移動支援事業	児童クラブを設置していない草木小学校と末広小学校の児童を対象に、近隣の児童クラブまでタクシーの移送により児童クラブの利用を支援。	利用料は無料 草木小学校は大湯児童クラブ、末広小学校は十和田児童クラブへ移送	個人

☎ 福祉課 子育て支援班 ☎ 30-0235

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
高齢者住宅等除排雪費補助金	70歳以上の高齢者のみの世帯、身体障がい1・2級のみ の世帯が居住する家屋の屋根の雪下ろし、除排雪作業を業者委託した費用の一部を補助。	業者に支払った費用の1/2 非課税世帯2万円、課税世帯1万円を上限とし、2回まで。	個人
地域生き活きサロン推進事業費補助金	高齢者のふれあいの居場所を開設し、週1回以上の活動に対し、初期開設費用の一部と運営費、賃借料を補助。	・サロンに使用する建物の整備費用（上限30万円）および賃借料（年10万円までの固定資産税相当分または月1万円までの家賃相当分） ・初年度立ち上げにかかる費用（上限10万円） ・開設1回あたりの運営費1,200円	個人・団体（自治会等）
高齢者福祉タクシー券事業	80歳以上の一人暮らしの方または65歳以上の高齢者のみで暮らしている80歳以上の方（障がい者の同居を含む）。 ※福祉タクシー券の交付を受けている方、本人や同居している家族が自動車やオートバイを所有している方、介護保険施設等に入所中の方は対象外。	利用券1枚につき500円の助成 1月あたり2枚交付	個人
緊急通報システム事業	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、身体障がい1～3級のみ の世帯に①緊急通報装置 ②ペンダント型ワイヤレス通報装置 ③火災警報器の3点の設置を助成。	端末機器の設置費用の7割（機器は無償貸与）。利用者負担3割（7,550円）。通信料、電池パック消耗時の交換費用は別途。	個人
会食サービス（わいわいランチ）	65歳以上の高齢者を対象に、高齢者の地域交流、高齢者同士のネットワーク、生きがいづくりを促進するための交流会等の昼食代を助成。	1食250円を助成 年間3回以上12回まで	団体（自治会等）

☎ 長寿支援課 長寿生活班 ☎ 30-0234

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
脳ドック助成	対象者：40歳～74歳の方（現在加入の健康保険で脳ドックの助成が受けられる方は除く）で、過去3年間において検査の助成金の交付を受けていない方。	健診料金の2/3相当で、3万円を限度に助成。（該当年度から3年間は助成対象外） ①助成する市内医療機関（市の募集人数に該当された方）※窓口での支払い健診料金は助成金額を差し引いた金額（かつの厚生病院と鹿角中央病院） ②市外の医療機関での助成について 健診料金の全額を支払い後、申請により助成金を支給（受診の前に申請必要）	個人
30代さんまる健診	30歳～39歳で、健診の機会がない方に集団健診で実施。	8,141円の補助（特定健康診査と同じ検査内容）	個人
特定不妊治療助成	1. 対象となる治療⇒体外受精または顕微授精 2. 対象者⇒下記の4項目すべてを満たしている方に限ります。 ①秋田県特定不妊治療費助成事業に基づく助成金の交付決定を受けていること。 ②法律上の婚姻夫婦で、特定不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること。 ③申請時点において、夫婦で市内に1年以上住所を有していること。 ④夫婦の前年度所得の合計額が730万円未満であること。	特定不妊治療に直接要した治療費の総額から秋田県の助成額を控除した額のうち、治療1回あたり5万円を限度として、助成金を支給。	個人
一般不妊治療助成	1. 対象となる治療⇒不妊検査（超音波検査、ホルモン検査、子宮卵管造影検査、精液検査、その他医師が必要と認めた不妊検査）、特定不妊治療を除く不妊治療、人工授精。 2. 対象者⇒下記の5項目すべてを満たしている方に限ります。 ①医療保険に加入していること。 ②法律上の婚姻夫婦で、不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること。 ③・④は特定不妊治療と同じ。 ⑤夫、妻ともに市税を滞納していないこと。	一般不妊治療に要した費用（治療・検査は自己負担額、人工授精は治療費全額）のうち、同年度で5万円を限度に助成（5年間）。	個人
不育症治療助成	1. 対象となる治療⇒医療機関において不育症と診断され、治療の必要が認められたもの。 2. 下記の4項目すべてを満たしている方を対象。 ①医療保険に加入していること。 ②法律上の婚姻夫婦で、医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められたもの。 ③申請時点において、夫婦で市内に1年以上住所を有していること。④夫、妻ともに市税を滞納していないこと。	治療期間毎に治療に要した費用の全額とし、同年度30万円を限度に助成（5年間）。	個人
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、医師が入院療育を必要と認めた1歳未満の未熟児。	保護者の所得や乳児の入院日数によって算定された額を支給。	個人
産後健診推進事業	産後1カ月健康診査、母乳育児相談（母乳外来）、生後の1カ月児健康診査を受診した場合に、その受診費用の一部を補助。	産後1カ月健康診査 上限4千円 母乳育児相談 上限2,160円（3回まで） 1カ月児健康診査 上限7,936円	個人
医学生修学資金貸与制度	高等学校を卒業し、大学の医学を履修する課程に在学する方で、将来、鹿角市内の医療機関で医師として就業しようとする意思がある方に対して、修学資金を無利子で貸与。 ①市に住民登録し、3年以上経過している方。 ②市に住民登録している方と3親等以内の親族関係にある方。 ③その他、市長が必要と認める方。	修学資金 月額20万円（最大6年間） 入学金 限度額760万円 ※返還免除 ・貸与期間終了後1年6カ月以内に医師となり、臨床研修終了後直ちに市内医療機関で貸与期間の2/3の期間（6年間貸与の場合は4年間）就業した場合。 ・貸与期間終了後1年6カ月以内に医師となり、市内医療機関への就業を確約の上臨床研修終了後に市外医療機関で就業（10年以内）した後、貸与期間と同期間（6年間貸与の場合は6年間）市内医療機関に就業した場合。	個人

☎ いきいき健康課 ☎ 30-0119